

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年1月31日

【発行者名】 ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー
(The Putnam Advisory Company, LLC)

【代表者の役職氏名】 ヘッド・オブ・ジャパン・ビジネス
グローバル・ディストリビューション、ジャパン
ジョン・R・パイク (John R.Pike)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 02110 マサチューセッツ州 ボストン市
フェデラル・ストリート100番
(100 Federal Street, Boston, Massachusetts, 02110,
U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ケイマン籍パトナム・ディバーシファイド・インカム・トラスト
Putnam Diversified Income Trust (Cayman)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
クラスM受益証券：上限見込額は、100億米ドル（約1兆1,106億円）
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2018年
8月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米
ドル＝111.06円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2018年10月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、また、その他情報の更新を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

下線の部分は訂正箇所を示します。ただし、全文修正（更新）の場合は下線を付しておりません。

2【訂正の内容】

（1）半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容^{*}と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況 (2) 投資資産	1 ファンドの 運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び 買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の 概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び 営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

(1) 投資状況

① 資産別および地域別の投資状況

(2018年11月末日現在)

資産の種類	国 名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ケイマン諸島	472,871,730	100.30
現金・その他の資産 （負債控除後）		－1,396,537	－0.30
合計（純資産総額）		471,475,193 （約53,498百万円）	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注2）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載のない限り、便宜上、2018年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.47円）による。以下同じ。

（注3）ファンドはケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、ファンド証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切り捨てて記載している。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

② 投資資産

(i) 投資有価証券の主要銘柄

(2018年11月末日現在)

順位	銘 柄	国 名	業種	口数 （口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	パトナム・ディ バーシファイド・ インカム・トラ スト（ケイマン）マ スター・ファンド	ケイマン 諸島	-	70,819,240	7.18	508,280,804	6.68	472,871,730	100.30

マスター・ファンドの投資有価証券の主要銘柄

(2018年11月末日現在)

順位	銘柄
1	FNMA FN30 TBA 03.5000 01/01/2049
2	FNMA FN30 TBA 04.0000 01/01/2049
3	GNMA Gii30 TBA 04.5000 12/01/2048
4	FNMA FN30 TBA 05.5000 12/01/2048
5	GNMA Gii30 TBA 04.0000 12/01/2048
6	CAS 2016-C03 2M2 08.2151 10/25/2028
7	MSC 2007-Hq11 B 05.5380 02/12/2044
8	GNR 2016-H23 NI IO 02.6233 10/20/2066
9	CAS 2016-C02 1B 14.5651 09/25/2028
10	CAS 2015-C03 1M2 07.3151 07/25/2025

（注）2018年11月30日現在の保有ポートフォリオの24.58%を表す。

(ii) 投資不動産物件

該当事項なし（2018年11月末日現在）。

(iii) その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2018年11月末日現在）。

（２）運用実績**① 純資産の推移**

2018年11月末日までの一年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2017年12月末日	510,595	57,937	クラスM 6.87 クラスJ 6.96	780 790
2018年 1 月末日	520,937	59,111	クラスM 6.97 クラスJ 7.06	791 801
2 月末日	515,802	58,528	クラスM 6.93 クラスJ 7.03	786 798
3 月末日	506,320	57,452	クラスM 6.91 クラスJ 7.01	784 795
4 月末日	508,057	57,649	クラスM 6.94 クラスJ 7.03	787 798
5 月末日	493,809	56,033	クラスM 6.83 クラスJ 6.92	775 785
6 月末日	497,300	56,429	クラスM 6.83 クラスJ 6.92	775 785
7 月末日	497,873	56,494	クラスM 6.82 クラスJ 6.91	774 784
8 月末日	489,266	55,517	クラスM 6.71 クラスJ 6.81	761 773
9 月末日	489,031	55,490	クラスM 6.73 クラスJ 6.83	764 775
10月末日	479,493	54,408	クラスM 6.64 クラスJ 6.74	753 765
11月末日	471,475	53,498	クラスM 6.57 クラスJ 6.67	745 757

② 分配の推移

	一口当たりの分配金	
	米ドル	円
2017年 12月	クラスM 0.034	3.86
	クラスJ 0.030	3.40
2018年 1月	クラスM 0.034	3.86
	クラスJ 0.030	3.40
2月	クラスM 0.034	3.86
	クラスJ 0.030	3.40
3月	クラスM 0.034	3.86
	クラスJ 0.030	3.40
4月	クラスM 0.034	3.86
	クラスJ 0.030	3.40
5月	クラスM 0.034	3.86
	クラスJ 0.030	3.40
6月	クラスM 0.034	3.86
	クラスJ 0.030	3.40
7月	クラスM 0.034	3.86
	クラスJ 0.030	3.40
8月	クラスM 0.034	3.86
	クラスJ 0.030	3.40
9月	クラスM 0.034	3.86
	クラスJ 0.030	3.40
10月	クラスM 0.034	3.86
	クラスJ 0.030	3.40
11月	クラスM 0.034	3.86
	クラスJ 0.030	3.40

（注）一口当たりの分配金のデータは税引き前の数字である。

③ 収益率の推移

計算期間	収益率 ^(注)	
	クラスM	クラスJ
2017年12月1日～2018年11月30日	1.52%	0.80%

$$(\text{注}) \text{ 収益率 (\%)} = 100 \times \left[\frac{\text{期末NAV} \times A}{\text{期首NAV}} - 1 \right]$$

A＝上記期間中の各月についての「（一口当たり分配額／分配落NAV）＋1」を計算して掛け合わせた数値

ただし、期末NAVとは2018年11月末日現在の一口当たり純資産価格をいい、期首NAVとは、2017年11月末日現在の一口当たり純資産価格をいう。

(参考情報)

純資産総額および一口当たりの純資産価格の推移



(注1) 純資産総額は、クラスJ受益証券（後払手数料）を含むファンド全体の数字である。

(注2) ファンドの実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2018年11月末日までの一年間における販売および買戻しの実績ならびに2018年11月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

クラスM受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2017年12月1日～ 2018年11月30日	7,730,710 (7,730,710)	297,670 (297,670)	7,848,550 (7,848,550)

クラスJ受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2017年12月1日～ 2018年11月30日	516,390 (516,390)	10,937,900 (10,937,900)	62,970,690 (62,970,690)

（注）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ケイマン諸島における諸法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。ファンドの日本語の中間財務書類は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用に準拠して作成されている。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には2018年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.47円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

パトナム・ディバーシファイド・インカム・トラスト・ファンズ（ケイマン）

財政状態計算書（未監査）

（米ドル表示）

資産	2018年10月31日現在	
	米ドル	千円
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	621,969,386	70,574,866
決済待ちの投資有価証券売却	106,577,938	12,093,399
決済待ちの受益証券発行	750,633	85,174
中央清算機関で清算されるスワップ契約に係る 未収変動証拠金	460,147	52,213
未収利息およびその他の未収金	5,219,191	592,222
現金および現金等価物	18,505,103	2,099,774
資産合計	753,482,398	85,497,648
負債		
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	137,376,061	15,588,062
決済待ちの投資有価証券購入	134,004,515	15,205,492
決済待ちの受益証券買戻し	1,335,556	151,546
先物契約に係る未払変動証拠金	2,218	252
未払管理報酬	634,558	72,003
未払保管報酬	5,649	641
未払保管および管理事務代行報酬	128,944	14,631
その他の未払費用	291,016	33,022
負債合計（買戻可能受益証券の保有者に帰属する 純資産を除く）	273,778,517	31,065,648
買呼値／売呼値で測定される買戻可能受益証券の 保有者に帰属する純資産	479,703,881	54,431,999
ケイマン籍パトナム・ディバーシファイド・ インカム・トラストの買戻可能受益証券の 保有者に帰属する純資産	479,493,499	54,408,127

パトナム・ディバーシファイド・インカム・トラスト・ファンズ（ケイマン）

包括利益計算書（未監査）

（米ドル表示）

運用損失	2018年10月31日に終了した6か月間	
	米ドル	千円
受取利息	15,379,769	1,745,142
外貨建資産および負債に係る 実現および未実現純利益／（損失）	(101,517)	(11,519)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および 金融負債に係る実現および未実現純利益／（損失）	(18,794,934)	(2,132,661)
運用損失合計	(3,516,682)	(399,038)

運用費用

管理報酬	3,871,980	439,354
保管報酬	88,737	10,069
管理事務代行報酬	24,998	2,837
名義書換事務代行報酬	196,549	22,302
受託報酬	41,510	4,710
監査報酬	45,348	5,146
その他の費用	66,971	7,599
運用費用合計	4,336,093	492,016
費用減額	(40)	(5)
運用費用純額	4,336,053	492,012
運用損失	(7,852,735)	(891,050)

財務費用

買戻可能受益証券の保有者に対する分配金	(13,071,385)	(1,483,210)
分配金控除後および税金控除前の損失	(20,924,120)	(2,374,260)
源泉税	(36,384)	(4,128)
分配金および税金控除後の損失	(20,960,504)	(2,378,388)
運用による買戻可能受益証券の保有者に帰属する 純資産の減少	(20,960,504)	(2,378,388)

（２）投資有価証券明細表等

ケイマン籍パトナム・ディバーシファイド・インカム・トラスト

統計表

2018年10月31日に終了した６か月間（未監査）

（米ドル表示）

ファンドの投資有価証券明細表

投資有価証券

取得原価（米ドル）	資産名	時価（米ドル）
	パトナム・ディバーシファイド・インカム・	
395,466,665	トラスト（ケイマン）マスター・ファンド	480,269,948

受益証券口数	クラスJ	クラスM
期首	68,909,290	3,387,770
期中発行および払込受益証券	—	4,196,240
期中買戻受益証券	(5,214,890)	(43,370)
期末	63,694,400	7,540,640

純資産概要

クラスJ	一口当たり純資産価格（米ドル）	純資産（米ドル）
2018年４月30日	7.03	484,561,391
2018年10月31日	6.74	429,394,771
変動割合	(4.13)%	(11.38)%

クラスM	一口当たり純資産価格（米ドル）	純資産（米ドル）
2018年４月30日	6.94	23,495,179
2018年10月31日	6.64	50,098,728
変動割合	(4.32)%	113.23 %

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の2018年9月末日現在の出資者持分合計は、28,845,139米ドル^{（注）}（未監査）（約33億円）である。

（注）資本の全構成項目および親会社との資本関係からなる。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、幅広い資産運用を専門とし1937年からの歴史を有するパトナム・インベストメンツ・エルエルシー（以下、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーおよびその関連会社を含めて「パトナム・インベストメンツ」という。）の間接的の子会社である。管理会社は、アメリカ合衆国企業の口座および外国企業口座ならびに投資信託を管理している。パトナム・インベストメンツは、ボストンに本拠地を置き、グローバルにビジネスを展開しており、2018年11月末日現在、運用総資産は約1,700億米ドル（約19.3兆円）である。資産運用業界での経験が平均10年以上の、約186人の運用プロフェッショナルが運用を担当している。

2018年11月末日現在、管理会社は、以下の投資信託を管理している。

（2018年11月末日現在）

国別 （設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン	アンブレラ・ ファンドのサブ・ファンド	1	472,763,497米ドル

（３）その他

本書提出前6か月以内において訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

第一部 証券情報

（５）申込手数料

<訂正前>

申込金額の3.51%（税抜3.25%）を上限として販売会社（以下に定義する。）が別途定める料率とする。

（注）申込手数料については、下記「（８）申込取扱場所」に問い合わせること。

<訂正後>

申込金額の3.51%^{（注１）}（税抜3.25%）を上限として販売会社（以下に定義する。）が別途定める料率とする。

（注１）消費税率は、2019年10月１日より10%に引き上げられる見込みである。引上げ後の税率による場合、税込の申込手数料は、3.575%となる。なお、引上げ後の税率が、買付約定日が2019年10月１日以降となる取引から適用されることとなる場合には、2019年９月30日以降の申込みから引上げ後の税率となる。

（注２）申込手数料については、下記「（８）申込取扱場所」に問い合わせること。

（８）申込取扱場所

<訂正前>

（前略）

株式会社三井住友銀行

（中略）

ホームページ・アドレス：<http://www.smbc.co.jp>

（後略）

<訂正後>

（前略）

株式会社三井住友銀行

（中略）

ホームページ・アドレス：<https://www.smbc.co.jp>

（後略）

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

（３）ファンドの仕組み

<訂正前>

（前略）

③ 管理会社の概況

（中略）

2. 事業の目的	管理会社は、幅広い資産運用を専門とし1937年からの歴史を有するパトナム・インベストメンツ・エルエルシー（以下、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーおよびその関連会社を含めて「パトナム・インベストメンツ」という。）の間接的子会社である。管理会社は、アメリカ合衆国企業の口座および外国企業口座ならびに投資信託を管理している。パトナム・インベストメンツは、ボストンに本拠地を置き、グローバルにビジネスを展開しており、 <u>2018年7月末日現在</u> 、運用総資産は約 <u>1,750億米ドル</u> （約 <u>19.4兆円</u> ）である。資産運用業界での経験が平均10年以上の、約 <u>182</u> 人の運用プロフェッショナルが運用を担当している。
3. 資本金の額	管理会社の <u>2018年6月末日現在</u> の出資者持分含計は、 <u>29,154,553米ドル</u> （注）（未監査）（約 <u>32億円</u> ）である。 （注）資本の全構成項目および親会社との資本関係からなる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

③ 管理会社の概況

（中略）

2. 事業の目的	管理会社は、幅広い資産運用を専門とし1937年からの歴史を有するパトナム・インベストメンツ・エルエルシー（以下、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーおよびその関連会社を含めて「パトナム・インベストメンツ」という。）の間接的子会社である。管理会社は、アメリカ合衆国企業の口座および外国企業口座ならびに投資信託を管理している。パトナム・インベストメンツは、ボストンに本拠地を置き、グローバルにビジネスを展開しており、 <u>2018年11月末日現在</u> 、運用総資産は約 <u>1,700億米ドル</u> （約 <u>19.3兆円</u> ）である。資産運用業界での経験が平均10年以上の、約 <u>186</u> 人の運用プロフェッショナルが運用を担当している。 <u>（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年11月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.47円）による。以下「3. 資本金の額」において同じ。</u>
3. 資本金の額	管理会社の <u>2018年9月末日現在</u> の出資者持分含計は、 <u>28,845,139米ドル</u> （注）（未監査）（約 <u>33億円</u> ）である。 （注）資本の全構成項目および親会社との資本関係からなる。

（後略）

4 手数料等及び税金

（1）申込手数料

<訂正前>

① 海外における申込手数料

クラスM受益証券：

申込金額の3.51%（税抜3.25%）を上限として、販売会社が別途決定する料率が、受益証券の購入時に徴収される。

（中略）

② 日本国内における申込手数料

クラスM受益証券：

申込金額の3.51%（税抜3.25%）を上限として、販売会社が別途決定する料率が、受益証券の購入時に徴収される。

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として徴収される。

（後略）

<訂正後>

① 海外における申込手数料

クラスM受益証券：

申込金額の税抜3.25%を上限として、受益証券の購入時に徴収される。

（中略）

② 日本国内における申込手数料

クラスM受益証券：

申込金額の3.51%^{（注）}（税抜3.25%）を上限として、販売会社が別途決定する料率が、受益証券の購入時に徴収される。

（注）消費税率は、2019年10月1日より10%に引き上げられる見込みである。引上げ後の税率による場合、税込の申込手数料は、3.575%となる。なお、引上げ後の税率が、買付約定日が2019年10月1日以降となる取引から適用されることとなる場合には、2019年9月30日以降の申込みから引上げ後の税率となる。

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として徴収される。

（後略）

（５）課税上の取扱い

① 日本

<訂正前>

2018年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

2018年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売手続等

<訂正前>

（前略）

ケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規定

（中略）

受託会社ならびに受託会社のために行為する管理会社、名義書換事務代行会社、元引受会社およびあらゆる販売会社は、受益者（申込人または譲受人）の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および申込金の資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保する。ただし、状況に応じて、受託会社または受託会社のために行為する管理会社、名義書換事務代行会社、元引受会社もしくはいずれかの販売会社は、随時改正または変更されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）またはその他の適用法に基づく免除規定が適用されることから、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

（中略）

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他取引、業務または雇用過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（i）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島犯罪収益に関する法律（2018年改訂）に基づいてケイマン諸島財務報告当局（以下「財務報告当局」という。）に対して、また、（ii）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2018年改訂）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

ケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規定

（中略）

受託会社ならびに受託会社のために行為する管理会社、名義書換事務代行会社、元引受会社およびあらゆる販売会社は、受益者（申込人または譲受人）の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および申込金の資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保する。ただし、状況に応じて、受託会社または受託会社のために行為する管理会社、名義書換事務代行会社、元引受会社もしくはいずれかの販売会社は、随時改正または変更されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）またはその他の適用法に基づく免除規定が適用されることから、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

（中略）

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業

務の遂行、その他取引、業務または雇用過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、

（i）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島犯罪収益に関する法律（2018年改訂）に基づいてケイマン諸島財務報告当局（以下「財務報告当局」という。）に対して、また、（ii）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2018年改訂）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

（後略）

4 資産管理等の概要

（1）資産の評価

① 純資産価格の計算

<訂正前>

（前略）

純資産価格の計算に誤りがある場合、管理会社が定める価格決定手続規程に基づき訂正が行われるが、誤りの程度が軽微である場合には、訂正が行われないことがある。また、純資産価格の誤りの結果、受益証券の取引のやり直しは、（1）純資産価格計算の誤りが純資産価格の0.5%未満である場合、または（2）受益者当たりの予想調整金額が25米ドル未満である場合には行われない。

<訂正後>

（前略）

純資産価格の計算に誤りがある場合、管理会社が定める価格決定手続規程に基づき訂正が行われるが、誤りの程度が軽微である場合には、訂正が行われないことがある。また、純資産価格の誤りの結果、受益証券の取引のやり直しは、（1）純資産価格計算の誤りが純資産価格の0.5%未満である場合、または（2）受益者当たりの予想調整金額が25米ドル未満である場合には行われない。